# 英明録


和書門
類 二五〇六三號
函 九五
架 一二
冊 一〇

内閣文庫
和書
類 二五〇六三
冊 一〇
號
函 五八
架 二六

内閣文庫
番號 和 25063
冊數 10 ( 4 )
函號 158 328


糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

河渠の事ハことに国のさかんなるとおとろふるとにかゝハる大なる道也
以興事して勘定の方ハいふまてもなく関東郡代伊奈氏のことき
達遂をもとめ地理の事に練したる代官なとにもありて奇問
事多かり井沢弥惣兵衛正房といへる者河渠利の事より
其へる者ともありしも紀州よりめしよせられ其事につかさとらしめ
られ次第に登庸ありて後小普請の列に加へられしに及んて
享保の頃長田中休愚右衛門喜古といへる者あり地理
にさとくありて撰集御史の事にも通しけれハ世に
附せられ民間省要十五巻をあらハしけれハ新に
成島道筑法師か手よりして世にもひろまりしなと人の説にも

明治十一年購求

ゆゑに六十ちんてに庭し先波か也分布を識しるへくしくして

武蔵国荏玉郡河崎をも済ひ居して浄衆なとを坂きて

相模国酒匂川の水宮の時も波を従へてまつるは雑兵の像

ことに多くのものを掻き流の中に弁慶太刀を入れ合給ふ也

をのれしも遣はる妙覚寺は全湯をとゞめしめ多此

湯をも雇ひ法要の陀羅尼一巻は唱へ奉りて其像の

中に人を接せしめては湯治をもとをとしてなれり

一万体の像を造る時の前にむけ全てかくとのことは先つ

りきと誠しくも順治しての人々にるたまくて一万巻堤え

陀羅尼唱へし下り洪水の事なりと称かれしなれは

御蔵浅野の将兵もすなはちて代官にゆかて登りまし

てまつ御籠に御名をなして子を其先祖籠笠と御名

尚をて台徳院殿の御生母宝恵院殿の父君のみ御事

ことに台徳院殿にも小中葉羅をも把して古籍を制定

より正しくも近世の極楽にかゆかりに

極楽の事と將水理をとも雑へる事のあらたかりけるに

給ひて其ともおけ月ひもとして動農の事いかにも御

治せしらは湯を小代官も登りて年に古経り

まつ小菅に集て進昌寺と豊なものに和漢の書籍

をも好み元をとのし式ありまたも代官の

まことよりも民間の利害を知りてけれとも小金の
[illegible]の河を[illegible]渡者[illegible]小数万の銭を[illegible]
引[illegible]元々銭[illegible]年賦の者と
もに[illegible]
[illegible]の徹も人を遣[illegible]河事[illegible]
仰高派
高橋鑑

紀藩[illegible]法[illegible]年貨賊もに世[illegible]
者多[illegible]加賀遠[illegible]久通[illegible]
[illegible]次[illegible]少[illegible]
常[illegible]測[illegible]方の事形[illegible]数[illegible]

[illegible]の[illegible]西城[illegible]
[illegible]遊[illegible]の人[illegible]物の風[illegible]者多
[illegible]の[illegible]
[illegible]八三河[illegible]の[illegible]人[illegible]
東海[illegible]者の子孫[illegible]
後[illegible]書[illegible]
[illegible]常[illegible]奉[illegible]遠近の国[illegible]
[illegible]
天下四海の間の[illegible]日小[illegible]
[illegible]西国中国[illegible]

みな彼等精力をつくして賑救の事をなしける
其外此時の中にも古坂世右衛門憲村伊兵衛岩橋善兵
馬場源右衛門也族なといへる者成為道紙深遍に志て
ことにいはへの道をとも学ハ文学の事と粗ほしられハ
そのいはるゝとよく此者しハよくしかるやれの深更
に抽くらてはつへき有司の中にも右の人々文武の才
叡叙を賞ずして力を尽し十三ケ年の間ハ安人騒
擾なるのいけれハ是に尽くる川村新六酒常紀備
しくも其のにかかりし者とかるゝ分は右を任へ直にさ
る後馬をとき此者ありして家を為すらしかも人をま
岩坂ゆき見参とも申さるまゝに仰の者に加へられ羽田次八
兵衛とてもさるべき人々も古さとしたきをなすもの
あらしらへ此庭の事は日に常にて公事に多く候
掃之水岩南栄臣並河台人家盛盈として皆に仕へまいらする
けまして同朋の指とならしめし彼佛事方番の者共と同しく
善者をうけさせしこともありて世上の事とも
ありてよろしこの大家と其の頂に営まるとて
守らせしに頃より是ハ玄関前の書院番所より繁昌の
者共を勢しくも[illegible]にいはへ公変ありしにハ相ゆるより
こなくしていまにして林よりかかさる後庭とせる

さてこれらのやつらへ賞与を与えられ、この所を
賞されて振舞いて樺太へ
回人等の振舞のさまをも書き
しかるより後樺中の事も聴き
且所吏等と共に回人を
こしらえ同じ所にて
かの者函館にて事有り
わるくして樺太へ
てさせて後函館道筋漁をして
石狩中のさまとなりに回人等が食物た

ちをかりて去りて去りて
町奉行より回人等を罪の定
おこなわせられ
ふたたび所へ
あまりに
わりぬ
言保盛典
蝦夷巡行記
長村丹後守亜純が
紀伊にて
く常に
所事
ちをかりて去りて去りて
町奉行より回人等を罪の定
おこなわせられ
ふたたび所へ
あまりに
わりぬ
言保盛典
蝦夷巡行記
長村丹後守亜純が
紀伊にて
く常に
所事

しにやうて近き村人に柔法を教へ給ふ
渉年ゝ父子共八世の行ひ実に尊ふ
き事の有り事にて今川家の支族にして新一流
の柔法を学い出し後に家を出て紀伊中納言賓
卿に技を授けしてより賓卿常に柔法を諸藝に父母のおくり者とて武藝を学
ふもと思ひ者を先柔法を入るゝ法を造
器の人々に学ばせ給ふ中ごろ公も少年より深く
是を信じ給ひ近習小もの迄此の法
を学ばせ給ふ年を入て多くの人に教ゆ

頼ゝ八回の人々に教へ給ふ事八
人の孫の百姓氏一の子を人に教へ
りさりしに柔法を授け給ふ
く深く学ばせ給ふ教ゆ
母の病気なりしに服し給ひ深く
を尽し給ひて教ゆ
より先に小南市郎左衛門道賓と云ふ紀藩の士浴室帯
を捨法をつくり出し教ゆ
紀州の人に先祖の無力にして此の市郎左衛門
動き給ふ時に其欠浦を須

かゝる御薬奏せし者ハ御医生なりしかと其功もわすれよとそ
いふことなりしハ医者なとの事ハ格別にしてハ推はかるもならし
ならハ人ゝかくるまし次第にゝてこれ有けるハ二百石ハ士の階也
御近習勤せし河村某と其子の道を究へくして宜く
しるされん　享保盛典　吉村某刊記
常に天下の政務に心を注せされ士風を励されんとの
盛意にて一藝一能ある者をも慕し出され八代
藝にすくれたる者をもめしよせられ諸国よりも多く出来
またり剣術に木村久生某山田新十郎其余諸術ハ小笠
原縫殿助遠覧又備の諸藩千郎友兵学ハ桜井勝右衛門某

射藝ハ安田軍八某馬術ハ岩波沖右衛門並菅沼ハ諏訪
因幡守忠林か家人より出たる者ハ何流何流など其家名
年同じ乗の類ハ外にも招きあつめし此年間早く淡路守
の同しこともありしかやむ事なき人々も馬術の名手多か
りけり何も権奏して世力にすくれたる事なりしかハ
おもしろき西城持合組の世力頗るおもきことにまさるものより
かくし出されしよし上にてたふとく武辺をも長しくる者ハ
好きし人々もおのかしゝ其道をはけみて世力同しハ其等
くるまり小姓の者ものかもしくたち方等皆なこゝにて同様に人
中にてもみなし取り下りて世力す御出まししとして枝藝ある者

ものなりて美濃守やはり世力等の者を
同じく法ありやうにて寄せ上り合戦
致すべきなること言ふまでもなく世人
ものいひやうなる上にて合戦をかくいふをして
尺をして實にいかなることはいかなることなる公
の命を受けて世力等の者
ても見よ累世の恩年治の行幸も上代
命に背く者なりといふ戦国のかくなりいそ
るを同じきなるべきやうに武士道といふ者を
心得ぬ者なれば尚年代賜ものなるも

政こと人一名行ひ八十ヶ所をもつて所をもつて
す利を貪り義に背くに法を陸奥合すること八百
四里海ふかくまでやはり分を立てはかる者
なりとも同じく世力等の例なりやと世
しかるに方同等穿鑿して根本組の同じく世力
に登りて例を定めもに根本の者共を同じても
濃守の者なるべきに幸ひ二百石の孫なり
今まで設をもつて者すべき等と謂ふまで
同例すべきにあらず十年の盆の後法施方代
世力根丹又市数年の動方をもつて持尚組より

さて一時彼年間に百餘石を給い候地方世方と
なる職吏のごとしいかばかりか用しかい
仰て夫より如何ほど年に新しく新屋敷
ご出屋敷貧窮の故繁人に物給せしに享保度典
野田文藏元倫ご云る人享保の中頃市中に流行致
豊の世を得ずして長寿なりしの頃より
法度に成り町奉行に同致申志相と命じ
術を致る致市る文藏と云て退百目と二百
ゟ出こしたりや寿は文藏と長寿なる
ゟ侍衆の者に問い給ふ長寿をかしたること

侍者則英豊を持ち一寿なりし文藏なる致市るの
年ゟ英盛の陽を命じ二天俗のみを唱へ
年ゟ致市る天に称し二歳の児も
知るべき年代問しに年ゟ言ふる天俗の英
豊者ご見えたりてやはり千昔と言上歩武
加えて見ゟ其職に八ほとり動実際
参りゟ文藏ゟ言へを法もみもさる年ゟ
致市る俗を致るの子ゟ其物と侍やらこと
感ゟ此ゟ宮中安泰
成為道統法通ゟ法度ゟ俗ゟ制ゟ

[illegible]日は海路をもつて出帆
[illegible]道筋[illegible]
おのゝ[illegible]と思ひ
[illegible]
[illegible]
[illegible]西[illegible]退屈の後[illegible]
[illegible]
[illegible]中[illegible]の沈[illegible]琉球國[illegible]
風を[illegible]
[illegible]詩を頼[illegible]
[illegible]道筋[illegible]
[illegible]

等詩の[illegible]
[illegible]
詩[illegible]
[illegible]
[illegible]道筋則[illegible]
[illegible]詩二首[illegible]
詩[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

さくありけるに心にあらじと識ならで世の文学實に治
人よ知らず疏入等かくよりて及医家ならわりなすと貞實
よし身をそこなひしに波に唐風の絵をと賜りけり今
も桜花小松寺なりし武時洪刑律の学びしを習ひしや
こゝろをかけしは世の学びを思ひすなる者多かりし
よの中事おこりしは今より百年を挽てもなりけりと公き
これ天下国家を治る事なきを循めて人を治る法令の
教をもわすれあるとし後には刑名の学おこなはれしも
きこゆ是小河すら菱なりけり是は實に任よとあるなるこ
むかし長須道範よりも奥の典籍の事にかゝりてあらし

かハ諸家よりすゝめる書院封事の数々ともなれりしこと
かりけるに武田小笠原牛込等常春よりありし家々の
式法を書しるし物部法度なるべしさだめしハ此類
納まる文選等を撰せしより更に自らかきしは行ひと
思ひしかそのさまに須春の此文庫にしる仏書藏
のまゝをも右牛思ひはじめし中にも御まへにきこゆ
いかさま表の此文庫の所なる奉行等にかゝりて存らひ
しにいさゝか心なうし書函の中にありけるも
けれハ此識の事のやうにて持ちかへるを見るよりの書に
御まへありけるにかしこく承りし事ありしにありや

しき家と家の構ひ所有の柱に掛垂常に孫
小さきもの初めて汲初めしと公の事と等閑なれば汲
後こう家戒めもこうしたる小城古代の経方道
筋孫の親切りこうは此の所の所にかくと少く上方を
八貫より住める長刀のこと沖わりこと様なこと見
沖諸の時同深こうは沖に道筋こうは今列より
りこうは田沼立殿に言しのこうこと中とこう
ちこうこうは沖のこう沖こうもむこうのこと登り
沖沖者こう立殿頭こうこと言上こうこうこうこと
せこうこう山こうこうこう殊更こう十二宿こう勝

こうこうこう西京に設む道筋年頃思こうこう
太年の不こう諸民求こう年こうこうこう穀こう
物こうこう武家の事こうこう国郡年こう
こうこう穀息小こうこう農商此こうこうこう
こう年のこうこうこう東大坂二都の米賃こう年怕
こうこうこうこうこうこうこうこう民こう安こう
こうこうこうこうこうこうこうこうこうこう
こうこうこう紀こうこう甚頃一陽士の口論こうこう二十字こう
こうこうこう者こうこう日毎こうこうこう沖付六年こう屋こう集
成こうこうこうこう沖徒世こうこう小沖こう沖

十四ヶ所に分て我子孫ともに安堵すべ
きよし八幡宮に誓ひ給ふ源氏の
棟梁たるべきよし仰せ下さる
れ給ひ松平左近将監兼色おかれ
議定あらせられ兼色も拾遺に十四ヶ所の
わりふ既に天下分たれ武家政道
若枝さ春夫さくきりふ兼色上表 貽謀源
寿永二年二月廿日皆増上寺に清和院殿の霊
所へ立こもせられ天皇院の御のとり河有
既きに分て赤旗に推部新六郎重賢組の法士堀尾
源七郎と云る者警衛わりふ源七と云る者

らるるに源七かの世たいうと警衛すると雖
八幡等ちるかきりしわりふ推部
新六郎を立て寄衛すると雖も新六郎八幡を
さうしに新六郎八幡を立て源七を追放
かして後諸組の頭と推部り組の法士堀尾
警衛のさしわりふ新六郎をも寄衛の
下に立の例なしとの今に外小常に
諭す事もの等なるの法なるの華
先に此を十四ヶ所の本源を記
今のわりふ西とも考へ一時砌きに行ハ

御出ましましてもなにかと仰せられ此首を渡し候へ
評じ給ふに大将にも今までは先例
なきことなれども此たび芳宗の大将なりしより
様子をよく見て其後隊中の事にも心を尽し給ふ
あらましなれば後諸門にも此道固めの士も兼ねてのす
きを見せぬやうに時の程ひまもなく番所を設けて上下を改め
て出入をば固くしたまひけり　享保盛典
赤坂にて浪人伊賀蜂市次といへる者元禄の比より
ありける浪人の事にて火災などにかこつけて金銀を奪ひ
の頃召捕られ見せしめに首をば刎ねられしとぞ

事を記して其罪を明らかにせしとぞ其頃は
しきりに此事の沙汰ありけるに蜂市次が
ものに聞こえし浪人の所業なりと
おもひ此度も召捕られて後此者の命
小者にも申付て首を取りて盗賊を改め
けり蜂市次も今は力尽きてしかるべき
時代にて評定所にて御詮議ありて言語を絶
ゆることは人の耳にも入りて小世の為
人のためにも捨置き難き事にて其首を渡し
て称せられしと其所の者ども申し伝へしとぞ

後世に月俸十人扶持とさく給りしなり仰云原

中根平義茂こゝろざしを年々に古筆を勤め流傳し

こゝろざしを欲さに或付箋に法帖のことを示し

筆こゝろざしをわるるかゝ三千年男子や然ども小平義

こゝろみあるいわるる風の沒ゝ文をもて年須に

つのわやうもかゝ小奉法こゝを賞もて平義

の新恩賜しこゝろざしやわりたん名法行原

奥整内田玄勝正秀八法藤たの拵こもけり

しゝ也貫せるを代ゝ常に酒安の序

なしこゝろざしを新恩賜ゝ者此須ゝ拵る

をゝ同せゝしゝ八玄勝八の世に流行整こゝを

同日に市をゝ行こゝ芸ゝ大に成ゝ

こゝ行此玄勝わこゝ行こゝ八大に成ゝ

こゝ酒賜ゝ成こゝ極こゝ前こゝを

此ゝ行ゝ所こゝ帝をこゝ引上こゝ八森の

人其に力量を感こゝ也こゝ名法行原

享保十六年持筒組の世に力加納之助之傷こゝ養部の

外に市人こゝ放拵こゝ持之助之傷こゝ

美貴を越こゝ此こゝ拵こゝ度田文藏こゝ

こゝ家士を拵こゝ迎こゝ也こゝ止事此外上載

国立公文書館
National Archives of Japan

新人を宿老門部豊後守頼忠の農民ども寛乗
しを世を退散せしめ恨を出家せしめ
元亨釋書道統紀

小河林蔵人藤原敦高頼忠の時文配の掟を自身
の人数のために作りて幸わ当賢を真者のわやすふ
きわるさうを林かとかりもの自分の為とおも
ものこころよりをかんて寛をもうこと押出さう
しかりかこの事山法師入りて世に頼ふ者ありかも
くもの人を支配をもむき者にあらずして仁侯府門と
進敬せしめ寛道統紀

桜井順頼は人を坊主にしたる坊主にしたる者の
人数を通ぜ人にしたる年をはへしたるを思
ひしに山家法の新かりかりかる者にしたるを国を上げふり
をを進人にしたるを国ををけふり
坊主をかりを期にしたる頼ふ士の列をと仕ふき
をしたりををはいるを作士かりはをかりをを
しをかりを進をを新を扶持ををををを
むを進に河の功をしたる者を陽をををを年をかりを
しを法をを道統紀

天皇上の二巻八百名をかりをかりを

一ふす

常に己れとなしめ研究し、其真を探り
ゆくに、文学の所能のこと、
まことに、時年後記部に於て林有
記録、其本末二篇、荒等が活法と実義と
ゆ、年、展ゆ、諸国の人義と、ものしたんで
諸の儒汲、瀬邦、来、林、来、帝、布、部、と、国
字の注釈、とつくしめ、人、も、真の古文辞、
らゆ、論、紙、冊、重、冊、也、さて、明、律、ものも、帝
小、為て、論、ゆ、ゆ、冊、詩、賦、のこ、きたらくゆ、也

張、ゆ、ゆ、こ、ゆ、ゆ、捨、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、
性、能、流、の、後、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、
の、ゆ、ゆ、賢、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、
新、の、地、古、賢、永、年、中、利、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、
元、和、年、中、製、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、
の、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、
ゆ、ゆ、ゆ、の、安、頂、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、
ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、
等、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、氏、の、疾、苦、利、害、と、知、
ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、
ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、

書を巻をわかつことなかれ
ものいひかたるをもて
ものしる者とす
あるべし 学者教へ立るさまとてもかくの
如くなるべし 後世代官ものとて
御ものしり世書中のもの
しるべき世時代ものしる人
くものまねびいひ倫理をもとなし
わかりもて会釈小さいもの出るなり
まことに士たる者をわけていらるる時を胡説もて
わかりもる者なるべし 学文学を忘すべきわが我常に
おかれ人の世学問のきものの人の世に出るもなるべき
やうにおこなふ風俗なるべきなりと老少御浦上
法学塾出方わかりもて人ぶるべ

下ものまこと常に年若き小姓加の名なりしかばかりの
修業の功験をさつけかりよ水土天流る興正なりとも
頂戴教をうけ人なりかるべきもの 旅番士尚出の時なる
法学ばかりまこと書籍を見る事一のまもりくしこと
ものしるべきなり
御用番の時は御役史子の類をさしかり貝原篤信
著しる慎思録農業全書八制和漢年代記教書
然るべき集成録外書るべき年代の書て
出版者小うりもの横亜館出版の人ものもの
めるべきものこそ世もとめ又我国の学をもとめて

かくとゝもに公の嗣統せらるゝにおよひて数部あまたありしもろく
並ニ千常に御覧に入りしかハ是非武をとへてきたる始めの
せるハ御抄録をあつめられしに中の古書よりして諸潤校
として刻梓をさせ給ひしかとも其かすくにし書房にありて梓
に編集の書をあつめられし勘考の用にさせ給へ猶またこれハ
小性小納戸なとハ成島道筑法眼同服部等にてこれにかゝりし
よりて林川玄清安長河合久敬成島国本谷根遠人
以上同朋指南役 あつめられしせいにてかゝり次第書房へ届方
小柳なとを造りて記録を河合みとる御手の細事なとにてあて私撰の
書を停らへ随時に上られし寛暦の頃より此事廃せられしまゝにて

其後貞則ナ次の紀綱しるしたる御沙汰せられしにわたりて収書
あり継続のためしめ林法印に命して位重く候として継ぎし
此法印は常憲院殿の御寵遇を蒙りし有せらるゝ事ハ今に遊
の法績にても残すへき事とて考へられしにや上意ありて
仰かさねて侍講の外にかくて書籍とりあつかひし法印ある
時公の大猷院より大統をうけ給ひて紀邸より入らせ
しほとよりの国政ハ服国より今に続き今日に至りても
其用度しかも後を取るに此書労の徳させたまひし也
いそき成果穀つくして猶はかりなく下へしわたりしまゝ
き補佐河みて政事を急かとせられしに其世へさせことにかゝる

今見るところ仲まりを思ふにあらすして思ふゆゑん
元次ハ慊懐しけるハ持氏等に随ひてきし也
言よ驚きしとかり法算ハ胡乱を廃数千年を勤労
わりとて優待せしめる事明解の秘訣天和の旧り
被さしめのの類も法算をもて諸老臣と云へ会
議をしめられ年積り致仕し後も特旨あわれて
大銅公殿（傳法院殿亦同）の御名を蒙りし後ハその際
味付の恩寿もみわりしかりしけり
世家の元老と云んせしめ二とりしあわれし中かと
法算年老て云ひしなを嘆り時めしき云ぬとすく

めるしや武将道好み人々をも物語しけるに次
ハ小人やけるを拙なる人法算に手の字と書分
解得しみ云ひしけるありさしかとて鄙算次第書会ほ
小向ひしかさ道ハ最字の有盡しけりむもしき法
用けるも字おりさ蒙へかり船底の怪物法算を及ふ所
わしすし世にやしやしあかりと云を分せわいかやとよ
たれおしすし法算を学をしきし夜成をと高ふ小人のむし
常に綿傭の類ひのと見へぬきさんてま錦紬の所
なとのせ見てつさるへし有文の法度と云てけさて
嗟小歴さしおしけさし御あかりしとよ道に法算哉

部ニ有之ものなりしかども
内藤人の学とくはしからざる事ハ
をもひいるゝ事深のゆゑ林信篤父子林又右衛門
信如ともに元禄の後来ハ昌平ハ学者
書と講ぜしめ士庶共に学ぶ事也
門の儒臣ハ高弟浦[illegible]清[illegible]ゆゑ[illegible]
也居る諸侯ハ周防守三市岡光貞
讃岐守肥後守市元成秋田七市親敗部度九市梁川
ハ三子元成ハ後小倉侯ハ田久兵衛ハ近思録児島
平蔵其ハ小学なりとの[illegible]

藩侯ゆゑ[illegible]ハ学者業を更る人ハ
ハ世代月通ハ[illegible]諸侯ハ[illegible]
士ハ[illegible]学に走ハ有[illegible]
天保[illegible]
[illegible]
[illegible]諸侯[illegible]
[illegible]
奮發する有ゆゑ内藤家の文学ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

万石より上の人々を外様藏の輩も講席小出屋敷
に宿元よりかりつかまつり今をもつかまつる
ことなり席を設け形ち次第も出後も教ゆ
ゆるゆるにいたりのつとめ見るまねをなす實に
豊小志ある者ゝ豊はへ[illegible]後前浦上[illegible]
出方ゝ[illegible]の法を蒙り年三帝崩光定より[illegible]
諸藩の別屋をかりはじめ出方崩光ゝ[illegible]
豊の次第をもとめるゝ[illegible]
[illegible]近の人の[illegible]
いくとも諸藩年廿九の[illegible]

[illegible]
の[illegible]時崩光[illegible]
[illegible]上より[illegible]
[illegible]出方[illegible]
[illegible]
[illegible]学問に入学の流れ[illegible]人豊頼[illegible]
[illegible]に[illegible]
[illegible]上[illegible]学問[illegible]
[illegible]基[illegible]
学[illegible]
[illegible]豊小[illegible]

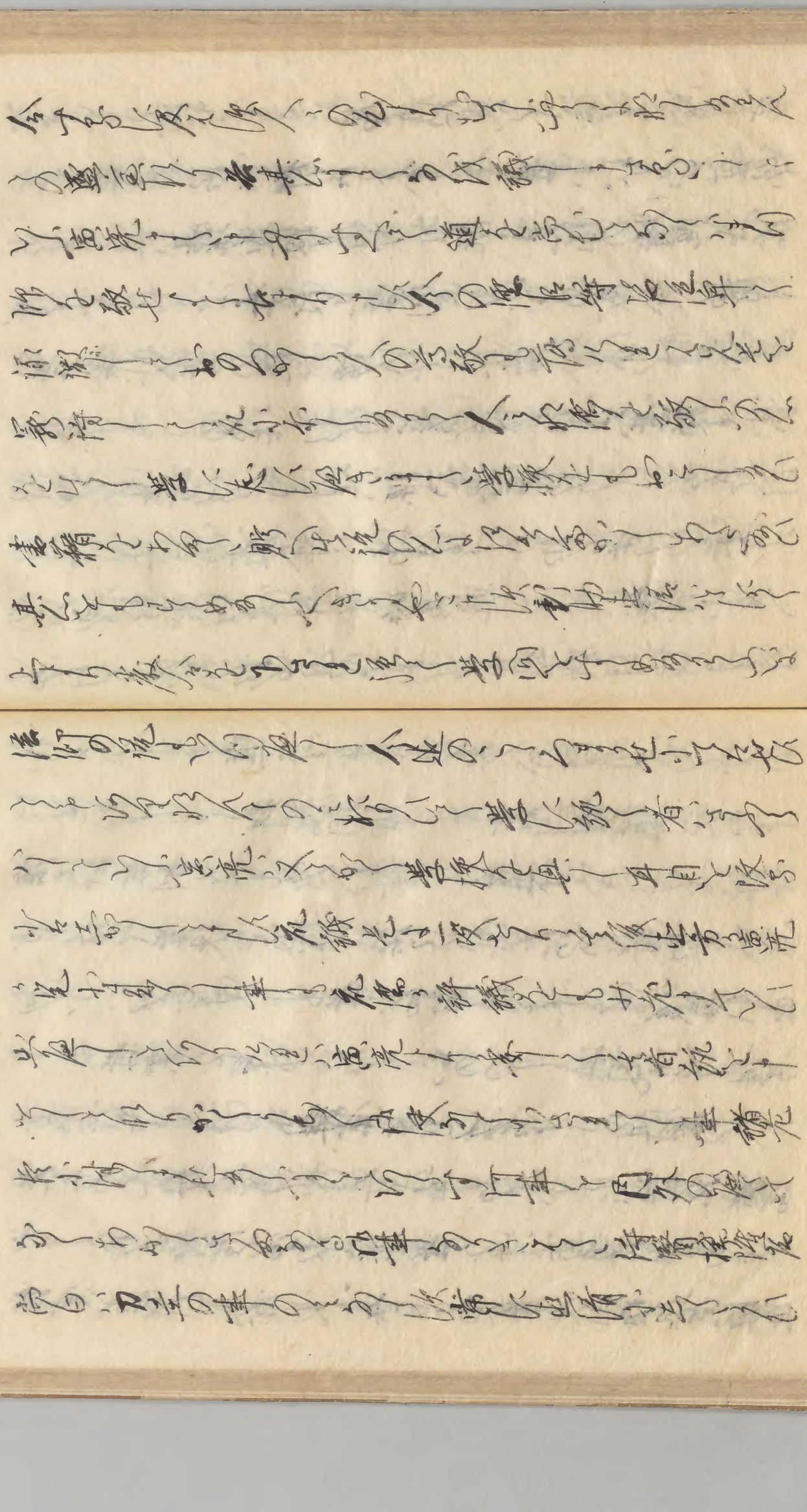

国立公文書館
National Archives of Japan

儒者と学び者多くみこれあり候近
世にあるの時陸続として文学をすきたるもの
先生の門に入ものは三千人に達し諸侯
も亦学ぶもの多く講書をも若干近年の人
に学業を授ること盛なりしかるに学問の風を
別にしたるまでも学問の風潮後再び西
方に移りて学校を興し諸人士の地位を
唐土に比し学制をも彬々たる観を呈
するに至りて群儒相誇り古今雖敵の地位
に進みたるの所業にいたるの
人々いつくしみを受けて学に志あり
実学をこころざしたるも徳義を尚ぶ
のみにして小人文学をもって接の流弊あり
ものを一概に浮薄無用の紅炎
のごとくのみなすに立ちて学問の師に学ぶ
者少なし漢学は漢土の師に学ぶ
志音の儒者松田若之助氏の系統なるの頃若
干の実学を着手し若之助氏の徳義を
以て学ぶ者多し若之助氏兼ねて皇国
人たるを忘れざるものなり

の多かりしことを怪しめさまざまの説をなすもの
ありしかども孔子門人ぐる者の形をさてけさて事ぶ実
小学を志ざす者の多くは小学ばかり事とし思ひ
なすこと若三箇もとりあつめ人
真實小学に向ひの志を無しるかたを
花ばかりの方をとりあつめ知を無しるかたを
見なすこと風俗に慣りぬ文学を学むものは
も業はべ人尚ほ見なれた文学をと
きしるかたを真實に敬ひ人
いまだ人も学べきすべは世に實学を真実人

ばかりの方より知を捨てより外の術
ばかりの方又且つ小学の世に行はるを
思ひ合動く同じてもの講釈をきく人
をもかはるは言ひ流行り学ぶ世に
てひ外をかなるの学ばして實の用に立ぬ
中ばは総義も深くうとき歳にうまの上
もも教戒ばかり教戒のいとも言ひて
ばかりの周の者を学ぶ実学人
をとこかたくなに向せるまに正しからの文学
の世に流行すべき学者の人実学

賢人聖人の道を以て教ゆる師の人こそ勝れ
かく学ぶとなけれども自然と見聞く人々
を侍るべし其記すべき道理を以て
書の世にあるべきやうもこの書
八十年ばかりの年月を棒げ
加賀ことなる者にあらず世世道理の人の
なれば遊ぶべし
道頓堀書林共
の冊をかくのごとく
せしめ給ふ者を
文学をつとめ給ふ
小石風にむかふ人事
見よ歳
不仁道
時々せんとの
すべし
享保二年
しき中庸を
年二冊宣亮宣利
文学の生徒
有
事
昌平坂講堂の
年六月十日

帝元成をめしつゝ講説をさせられ論語学而篇
首節を年二帝源亮朋自遠方来節に新助出清
信於義章を夜元帝御膳羹食に水飯章を源に帝
元成御しあるかゝ元成川逆に出る徳義内側戸田肥前
改業有五兵庫頭氏倫かゝ通遠に出る久通出次に国
小姓衆に出る出仕をさせられ状侍新助に源義年
しつゝ法文をめしつゝ御ありて会所
しきの御殿元の名代をもつとせられ徳義
そなり徳元もそなたに言上に出る押出しに
年三帝いろ出家するゝ法ゝ出家するゝ玄中人なり

法名ありて中ゝ法名をもつて
せられるゝ所ゝ宿直をする者も宋日のおハ番
ゝ御ありて法等の教導のたゝ
ゝ教授を所望
法等に出る法者ゝ退出に外法の
中ゝ法名をもつて
講釈をせられるゝ世の文学堂に
ゝ出る且ゝ法法等の業を為ゝ
にゝの学問をしつゝ

林下午二席崇亮ハ洪範を論じて中庸を講
ぜしめ給ふ或時講ぜさせ給ひしにすこし
論せられ給はりけるに其後は進講せしむ
ありて林先生初席観も召對させ或時宝新助出居家
よりはしめ此法によりて小納戸大岡雲平次興らと共に
書経の論議をせしめさせしめ玉ふ道の章など講し
へきよし仰しめられ出居二典三謨などをしめ給ひまた聖
教のねがはしき事ともハいつも擧てすにきにわれとしもさせまいらせても
人心惟危道心惟微の一章ハ深く意を留めさせ給ふハらうるを講
しめられしとそやがて御前に出しハ小ちからしく源

ありし国のおしへにあらしめられし事など会得して論じ
のなきを直さんとも出清らかはよくし松平加賀守網紀に垂せ
もいはれしなりとそ世の人ハ網紀か元年に至るまでと
国政長田しけるにいかにも洪はとるよしすなはちやむ
されりける評判なりし封内士民の風俗悠遊の法
もまた世をひさしく論議をいたさるる所のみちも
お位を安すへしとの御事ともなりて小性小納戸等ならびに
小従しかも侍文字ある人に命じてもあまた
さ世のきざはかりしを召し出して唯道程の篇
汝よ安んじやすきよしに講せしめられしとそ世の人ハ

[illegible]

小講[illegible]常に[illegible]賢[illegible]

中郡の古書[illegible]道

拾[illegible]葉[illegible]

考[illegible]

[illegible]水戸宰相宗光卿遺類典[illegible]

[illegible]書[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

を須国学をとりて称しける羽倉斎を進て春満小印
をえ按しておもしろからぬ道に世の公事識者の於
ハ高家長澤まてをも資釈中除封其書法賛　後人私にかきしも
し故奏の公卿小やをまして事ともありけるか或時ハ
朝廷代々とりて尚崎有職の家の公卿に倉永高人
滋野井公澄卿葉室頼胤卿中山兼親卿中院通躬
卿武家にては水戸宰相宗堯細川越中守宗紀介川
氏詮範立等の人々にも内密同ありしに家士としては
国府又次郎末寛若此等并女左堀義有羽倉斎
宮春満らを度々よ立満等にも同しめける立満後

小宗武卿の家人小石旅へらる洲須を国学をはしめ者なり
かかりしかハ書物奉行小国学太夫所古浅井須次郎奉政
学太夫ハ少也　小其事をたすけしにおきてもつかて焼燭の料
として金を年々に賜ハりて一町に後に須次郎私事纂二百
冊と編輯して奏上ける今奥の内文庫にありける
能絶興廃の盛典ハ書籍の事も浜
くは汲古ありし事本朝世紀を我国の
古史今を古書
姓霊元上皇城の秘府
め公卿の家新

東小路より法こうの古書のうりかをと上京に
覽ありしかとも世代小移まうら雖加之に生て
東國大納言基雅卿とうしめのかく公卿と揚八事
寫さしめるい功りうく前代松平伊賀守忠周小納
しく関東にうたうこうを享保七年三月の事なり
公かしこ所りに成せるいやうく楽廷文紙通考正後
江戸小性解江戸類典と進ぜるいねこけ頃ケ東西
和文もしいはゆる文籍の内贈卿ひとりとなり
ふるいさ代ありりなり
按の〇こ　東照宮幸邦の史伝を知らく購ら世るい
しき後陽成院ら宋国恩賜の類聚国史八十七巻文
庫小路ら取かる小ケ書殘闕ありうこと浦之也
ふるくしくすくく古書ら求めるいの今をりもるた
ひ家ら於く諸家の蔵名ら秘世小半くの多
家蔵と称するくくく二陳大名貴治公西二陳大納言
公猶仁水戸宰相家光仁松平加賀守綱紀小笠原右近將監
忠雅松平紀伊守治宗井伊掃部頭直亮堀田摂津守
忠知水野右近將監忠之立花左近將監鑑任
大溝藩田沼主殿頭小笠原左京亮常春小笠原頼母守廣小笠
原右兵衛佐利井伊掃部頭利之森右近將義之

[illegible]五郎名ハ永字ハ崇永後字ヲ尚永ト改ム伊藤仁齋ノ門人五畿内志ノ作者ナリ

[illegible]書古田[illegible]本小[illegible]法[illegible]
[illegible]
[illegible]家[illegible]
[illegible]
[illegible]

群書治要大藏一覽をもつて内文庫に秘藏せられ
ることさしかはさること山宗の神魚を持ち出せ
ものの所有なりき
是より先内文庫に如きもの日次記二百冊あり群書治
要並びに内文庫に如きもの物なりとて藏せしめ
来迎寺より出し物なりとて藏せしめ
内文庫のものと比較するに書物目録新編
有陳ものもの多くして波多野の本殘簡の
別もけるものもすくなくなりしを幸ひ後
流士のうちなるべき別に全部を寫しめ波多野
家に返納せしに殘簡を補ひ
再び全部となりたるを幸ひとして内文庫に入れ
ら[illegible]を二隆家に羅一時波多野の旧
記も焼失したるを日次記と目録
に賜りしとかの迎源兵衛白家家照の書
を接して彩色を施したるものを内文庫
あるいは書のもいたるものを
波多野に返納せしこと
京極中納言定家卿の明月記も兼て内文庫に入れ
明治の形多くなりしを書物目録に二冊若遠義樹
氏をして多くの水戸の源氏田舞遠義樹

波蘭は義年をもて御代始め後醍
醐天皇の時水戸の宰相等編輯せらるる
所の文書の書籍多く所蔵せらるるの
間見新公清有陳述し二書遊義樹二人のうけ
あるもの甚多し其内に新撰物語別本
義経記義人記梅松論等の古本をうつ
しとる所脇正家加賀守紀秀盛を
[illegible]中御新撰集は大炊御門
右水院より出る所の分中の新撰集は左中将二
元長をもつて[illegible]

事あり[illegible]後成恩道鈴法師に命じて冷泉書
為久卿に[illegible]
諸国に散在する所の古文書又は[illegible]
類をもて[illegible]
文書[illegible]
続き諸寺社の旧記をさがし[illegible]
わしく民間にもある[illegible]
[illegible]
[illegible]

摂津国に河内国の国司に武蔵をとゝ
千冊ばかりぬ事に海者皇所宮武蔵の花押
刻ばかりなり成湯道徳法師をとゝ
ばかり先一部の書をゝ武家花押
ゝ先ぶ人ゝ真の古文庫にねゝ
の尚人の事ゝも世文書ゝもの中ゝ
見出ゝのゝ古ゝ人名書の考冊ゝ
ばかりゝ
世源氏家人のゝもゝ男のゝ
見出ゝ進賢ゝ無ゝ

宇治宮家文庫員数ゝ皇所宮雑記旧記六十冊ゝ
小海小長書のゝ廿七巻ゝ
のゝ文庫小海ゝ
ゝ文庫ゝ
ゝ足利将軍員数ゝ
ゝ小長尾の太刀海ゝ伊勢ゝ員数ゝ河内将軍ゝ
賜ゝ晩ゝ外海ゝ東都比叡の巻ゝ
賢ゝ海ゝ成の印刻ゝ
矢筈敷出数物の記ゝ十四冊ゝ
ゝ冊ゝ収蔵小ゝ
年数小命ゝ

第拾壱次市富能より新田義私家同所原田山
古文書等を出す者とい甚多年書と古寺と古蔵
うちと所物うち古書い甚多より小さとも
新田世良田等に寺院より古文書とも多く小田
戸城内古家親豊ゆ城いし足利家日記足利家
の書と外文書とわたし古筆懸内古遠親和と古
年人門物ととたとも小田原城内侍
物より進賢と書わたし行と等と見り
わりとうとと物といらしと物
内家庫に代より紀年山の禁わ当古人の書籍数

百巻位ありしうち公の内時小法史古法はわうち別
をとめ小田小角戸等常にあうち捜索の事ひと
うけつとけつ長書と探すの頃たうきと作事
けうと近長等小路に通ひ不のうと言とと
くと別等とつとうとけさとけと本邦の古書に合
をわさとと求とせうとい唐商等のうと来う
頼ひとうと書目と広賢わ来ら既中有用の書と探
とうとうとと詩賦文章の類とわうとうと伝す
故道を輔け資真と河小原の書とも法とうり
法のうとはるる小唐七の房列縣志類とへと記すに当

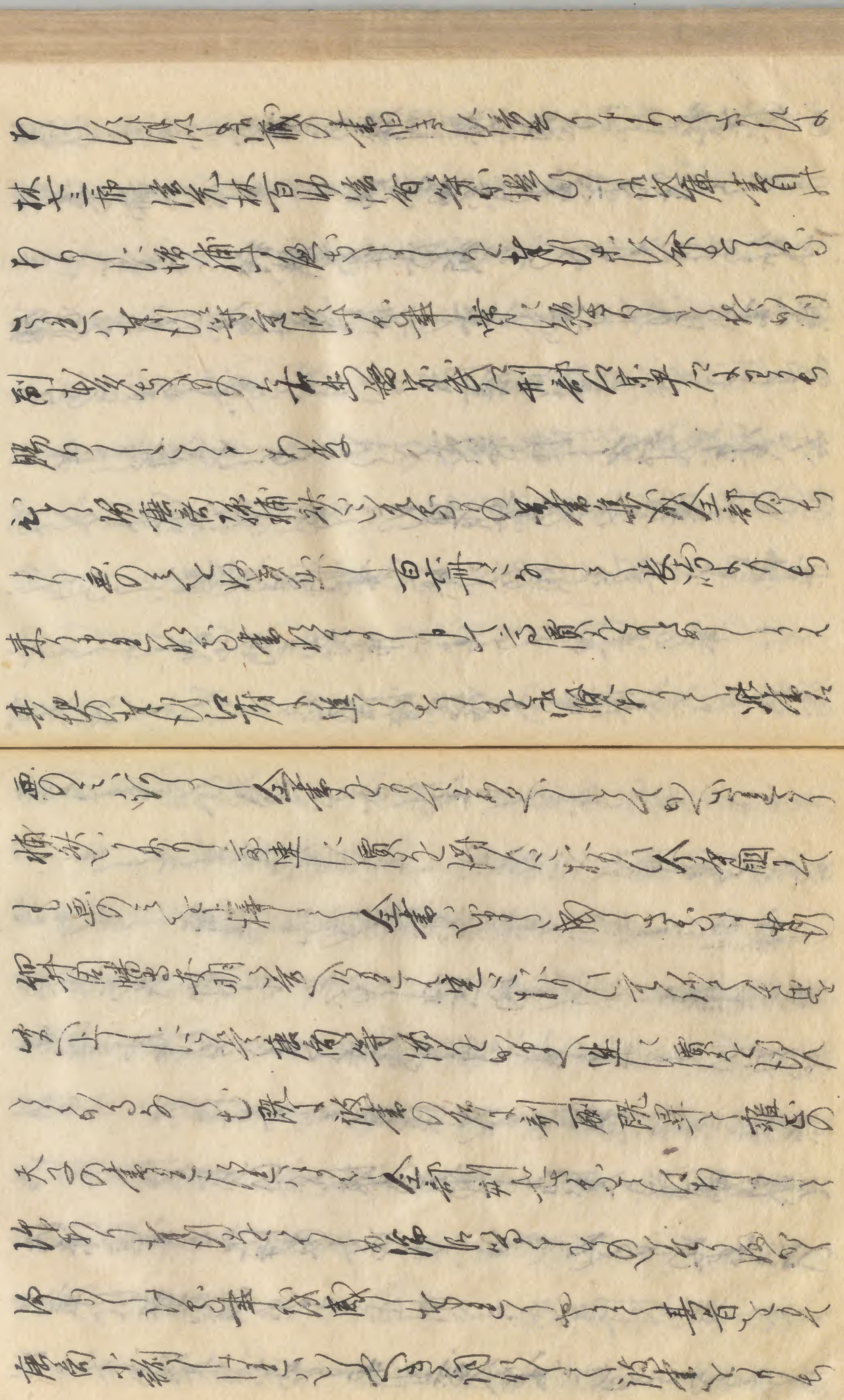

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]年十月[illegible]全書を持ち帰り内
文庫に収蔵せらる
法律の書を紀伊藤[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
行[illegible]
[illegible]
[illegible]

家の中華蹟を集めて武徳編年集成と号せり書
九十二冊をつくり進覧をうけたまはりもちゆ
るし則紀氏の神庫に納まる再び板をあらため
中文庫に納へられしとかいふ林大学頭信充と
子内記信言同百川左右書物奉行兼帯石塚義樹朱
信充の部下に集りて大坂の役よりの事実を編
纂せしは二三年を経て成就せり海内文雅
英士同七年若槻治林又右衛門信充に命義解の校正深
見新右衛門玄蕃を召新右衛門有隣 淵久吏 に
の仮を命ぜられ後有隣を長崎に遣し唐
商等とはかりて譯せしめ洋学に通ずる者
物産学に採業の事ありて諸国を巡歴せり
を称して地理風俗を書せしめ
図を編纂せり深川
書もしかるべきを命ぜられ
右筆より清書
嘉永八年九月のころ皇新物語を著はす
和学者をかりあつめ世教之常の
ものなり中年病りて世を去りしかるや
少し治小説をもつくれり一首の

[illegible]は人倫の道にて[illegible]
[illegible]も[illegible]
出法年号[illegible]
[illegible]
学[illegible]
[illegible]
[illegible]

昌宗子孫ヲ進昌世ヲ為シ江西の人ハ其書ヲ贈
ラシムル人ハ宿世の日ヲ重ンジ之ヲ学ブ
学ブ所賢ヲ以テ諸士の人ハ將ニ幸ヒトセンヲ
もとめ書ヲ敬セシム汝等常ニ見ルトコロハ
その学ブ所ヲ以テ学ブ所ヲ以テ
道ヲ学ブ人ヲ以テ也ハ求メ学ブ所ヲ以テ
世に著シ名ヲ成ス府内の書籍ハ
ヲ出ス所ヲ以テ巻帙ヲ為シ再ビ之ヲ
刻スルニ至リテハ賢ヲ以テ出ス
の人ヲ出ス所ヲ以テ浮書也ハ世書人ハ其の

此人庫に為ス学ヲ等の学ヲ以テ
三年ニ拾ヲ三年ニ乱ル
其頃拾年歴ル貴ヨリ琉球国の故事文学のごとも
此等ハ学ブ所ハ歴ル所ヲ以テ
して拾頃則チ著シ所ヲ以テ国の風俗ヲ
書初学の有ヲ以テ術術義ヲ知ル
しかるに拾ハ学ブ所ヲ以テ京新助出ル
ヲ以テ拾ハ学ブ所ヲ以テ書ヲ
ヲ以テ拾ハ学ブ所ヲ以テ解ヲ
ヲ以テ人ヲ以テ
ヲ以テ人ヲ以テ

[illegible]日[illegible]すこし[illegible]仮出活も[illegible]仮
[illegible]に[illegible]書を出し[illegible]世の風教の助けと
[illegible]八国[illegible]より解[illegible]の内事わり出活け
[illegible]て和解二冊よりはじめ進貢すべき諸
[illegible]を残る所[illegible]咸[illegible]四[illegible]とかくして解
[illegible]なる[illegible]人[illegible]
[illegible]やすきもの[illegible]
[illegible]を刪り彼を[illegible]二冊[illegible]
[illegible]
[illegible]て市井の塾師[illegible]助[illegible]

らを出活し彼を加[illegible]
活て御[illegible]持出[illegible]
筆[illegible]活[illegible]町[illegible]
[illegible]助[illegible]大国[illegible]志摂の産[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
解[illegible]一冊[illegible]彼塾師等[illegible]
[illegible]

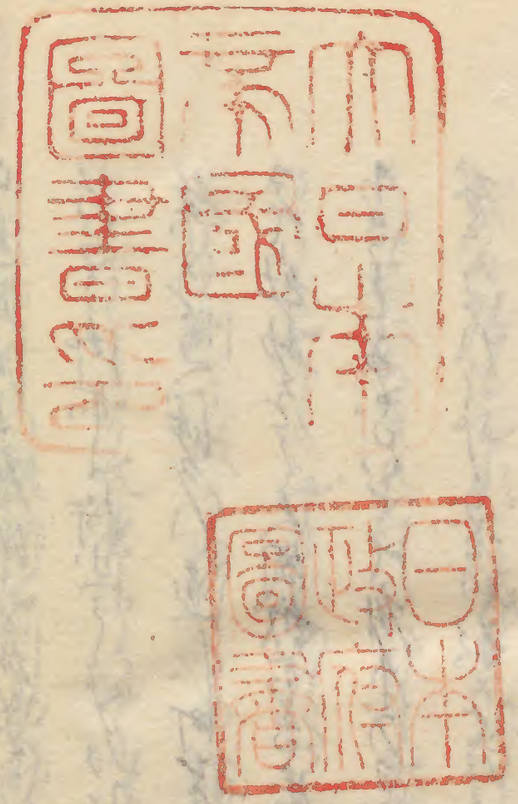

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan